

# 平成25年工業統計調査に御回答をお願いします。

「工業統計調査」が、平成25年12月31日現在で全国一斉に実施されます。「工業統計調査」は、製造業を営む事業所を対象に、1年間の生産活動に伴う製造品の出荷額、原材料使用額などを調査し、製造業の実態を明らかにすることを目的としています。

調査結果は、国や地方公共団体の行政施策の重要な基礎資料として使われるほか、企業、大学などでの研究資料、小・中・高等学校の教材など、広く利用されています。

調査方法は、知事から事務を委託された調査員が事業所を直接訪問して、調査票の記入をお願いし、記入した調査票を回収する調査員調査のほか、一部の事業所では経済産業省から調査票を郵送する郵送調査となります。

訪問させていただく調査員は調査員証を携帯していますので、不審な場合はご確認ください。

皆様から提出していただく調査票については、統計法に基づき調査内容の秘密は厳守され、統計作成の目的以外には一切使用されませんので、正確なご記入をお願いいたします。

なお、記入等で御不明な点がありましたら、お問い合わせください。

問い合わせ先 県庁:企画部統計課経済産業係 ☎027-226-2410  
役場:産業振興課商工観光係 ☎82-2111(内線304)

## オレオレ詐欺急増 注意!

詐欺被害額全国で年間346億数千万円「1日当たり約1億円の被害」が出ています。

群馬県内に1日平均100件の電話が毎日かかっています。そのうちの1~2%の方が詐欺被害に合っているのが実態です。詐欺グループは夜にだましの練習を行い、上達すると「のれん分け」をする。詐欺グループの逮捕は難しく、被害額を取り戻すことはほとんど不可能です。詐欺にはオレオレ、還付金、金融商品取引、架空請求、送り付け商法、宝くじ会員などがあります。その他NTTを名乗って電話料が安くなるなどの電話。訪問販売では郵便物の表札、高額な布団を売りつけるケースも出ています。詐欺から高齢者を守るには登録番号以外通じない電話機にし、出来れば通帳、カードは家族が保管して詐欺に合わないようにすることが必要です。

もしも怪しい電話等、困ったらまず次に相談して下さい。

○振り込め詐欺被害防止ホットライン ☎027-224-5454(24時間可能)

○富岡消費生活センター ☎63-6066

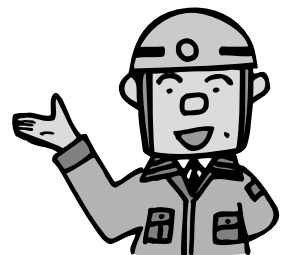
## 住宅地等の除染について(終了報告)

平成23年3月11日に発生しました東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故によって放出された放射性物質対策として、環境回復のための除染作業を実施させていただきましたが、平成25年10月をもちましてすべての作業が終了しましたのでご報告いたします。

町民皆様のご理解とご協力ありがとうございました。

■除染箇所は国が除染の目安とする毎時0.23マイクロシーベルト以上の箇所を実施し  
除染後はすべての箇所において大幅な低減が図れております。

【住宅等】	測定箇所数	19,283箇所	除染箇所数	1,068箇所
【町道】	測定距離	76,930m	除染距離	1,153m



問い合わせ 健康課保健環境係(保健センター内) ☎82-5490

## 青岩公園に新しいトイレが出来ました

青岩公園に群馬県のポケットパーク整備の一環として、新しいトイレが完成しました。ソーラー発電システムを備えた、新しいトイレを大切に使ってください。



## <強引でしつこい健康食品の送り付け商法>

Q.突然知らない業者から「ご注文頂いた健康食品を送ります」と電話があったので、「頼んでいないので送らないください」と断った。後日、送られてきたので受取拒否をしたら、『注文した健康食品を送ったが受取拒否をされ損害金が発生した。期間内に3千円支払わなければ法的手段に訴える』という封書が届いた。どうすればよいか。

A.このように健康食品の送り付け商法についてより強引で執拗な事例が多く発生しています。書類に「法的手段を取る」などと脅し文句が書いてあっても、請求する根拠がありませんので、支払わず無視しましょう。「受取拒否をしても何度も送るから同じだ」「裁判にする」等と高圧的にまくしたてる業者や、家族が連絡しても本人が注文していると言い続ける業者もあります。押し切られて承諾してしまい、一度お金を支払うと、別の業者名で同じように強引な勧誘が続きますので注意が必要です。申し込んでいないのだから、絶対にお金を払わず、きっぱり断り相手にしないようにしてください。

### センターからのアドバイス

強引な場合は消費生活センターに相談してください。センターから業者に連絡して、強引な勧誘をやめるよう申し入れることができます。

## <遠隔操作によるプロバイダ勧誘トラブル>

Q.「プロバイダを変えれば安くなる。特別な工事は必要なく、パソコンで操作をすれば登録できる」と電話で勧誘された。業者の指示通りにパソコンを操作し、業者が自分のパソコンを遠隔操作した。後日、書類が届いたが料金が以前より高くなっていることがわかった。解約したいが、違約金がかかると書類に書かれていた。どうすればよいか。

A.パソコンのOSが提供する遠隔操作機能や、遠隔操作用の無料ソフトをダウンロードし、表示されたIDとパスワードを相手に伝えるだけで、簡単に自分のパソコンのデスクトップ画面を、操作を依頼した相手のパソコンに表示して、画面の遠隔操作やデータの転送等を行うことができます。この機能を利用して、契約内容の詳しい説明をせずプロバイダの契約をさせる業者に関する相談が増えています。

このように、嘘の説明や問題のある勧誘を受けた場合は、消費生活センターに相談してください。プロバイダ等の契約はクーリング・オフができません。契約書類を確認する前に、遠隔操作で契約するのはやめましょう。

### センターからのアドバイス

勧誘業者に自分のパソコンを遠隔操作させるということは、契約しようとするプロバイダサービスの内容を確認する機会を失うだけでなく、自分のパソコン内にある情報を勧誘業者が見ることや、自由に操作をすることを許したことになります。勧誘業者が頼んでいないサービスを勝手に申し込んでしまった等のトラブルもあるので、注意してください。

問い合わせ 富岡市消費生活センター 富岡市富岡1439-1 あい愛プラザ2階 ☎63-6066